

1 目的

図書館の仕事や地域社会への貢献に興味のあるボランティアを募り、市民と行政が協働し、市民に開かれ、親しまれる図書館の実現を図ろうとするものである。

2 名称

ボランティアとして登録した個人および団体を、青梅市図書館ボランティア（以下「ボランティア」という。）と称する。

3 対象者

(1) 個人

青梅市図書館に利用登録可能で、年間を通して活動できる16歳以上の者のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 図書館が設定する研修を履修できる者

イ 図書館長が適当と認める者

(2) 団体

青梅市図書館に利用登録可能な構成員からなるもので、年間を通して活動できる団体のうち、図書館長が適当と認める団体

4 活動内容

(1) 図書館資料の整理に関すること。

(2) 図書館おはなしかい等の児童サービスに関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、利用者サービスや施設維持管理等に関すること。

5 ボランティアの遵守事項

ボランティアは、ボランティア活動を実施するに当たり、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 職員との密接な協議のもと、公平かつ平等な利用者サービスに努めなければならない。

(2) ボランティア活動中において、知り得た個人情報に関する事項は、漏らしてはならない。

(3) 政治・宗教活動および営利に関する活動を行ってはならない。

(4) 活動に当たり公共の利益に反し、または反するおそれのある行為をしてはならない。

6 ボランティアの登録

(1) 初回登録は、次のとおりとする。

ア 個人にあつては、図書館長の面談を経て行うものとする。

イ 団体にあつては、代表者が図書館長との面談を経て行うものとする。

(2) 登録については、当該年度中にボランティア活動を実施するものを対象とする。

(3) 登録に当たり、個人にあつては、「青梅市図書館ボランティア登録カード」（様式1）を、団体にあつては、代表者は「青梅市図書館団体ボランティアカード」（様式2-1）を、構成員（代表者を含む。）は「青梅市図書館団体ボランティア登録カード」（様式2-2）を、図書館長に提出するものとする。

(4) 登録期間は、登録した日から当該年度の3月31日までとする。

(5) 登録は、毎年度行うものとする。

7 保険料

ボランティアとして活動中の事故に対する保険については、青梅市が予算の範囲内において保険料を負担するものとする。

8 報酬等

報酬および交通費などの支給はしないものとする。

9 登録の取消し

次のいずれかに該当するときは、図書館長は、登録を取り消すことができる。

(1) ボランティアが登録の辞退を申し出たとき。

(2) 第5項に規定するボランティアの遵守事項を遵守できないと認められたとき。

10 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、図書館長が別に定める。

## 11 実施期日

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。  
様式（省略）